



# 世界遺産登録に向けて 本寺地区景観計画がまとまりました

4月1日からスタートします

左図は「陸奥国骨寺村絵図」の一つで通称「詳細絵図(在家絵図)」といわれるもの。右図は、骨寺地区上空の航空写真。写真中央の農地を囲む丘陵や遠方の栗駒山の姿が絵図では構図を決定している。

厳美溪から栗駒山へ行く途中にある本寺地区は、中世から骨寺村と呼ばれ、中尊寺の荘園があった場所です。その当時の様子は鎌倉時代の歴史書である吾妻鏡や中尊寺文書、中尊寺に伝わる「陸奥国骨寺村絵図」などに記録されています。中世農村の形態を伝える貴重な例として研究者の間では知られていましたが、昨年には、主要な地域が骨寺村荘園遺跡として国の史跡に指定されました。また現在準備が進められている平泉の世界遺産登録の対象地域にも属しています。

このたび、この本寺地区を対象にした景観計画が策定されましたので、その概要を紹介します。

## 本寺地区景観計画の位置づけ

本寺地区景観計画は地区景観を守り育てるための計画で、世界遺産の登録に必要な計画です。計画づくりの過程では地域代表と学識経験者からなる委員会や住民説明会及び意見交換会で話し合いを重ねながら、関連計画(下図参照)との連携と調整を図ってきました。

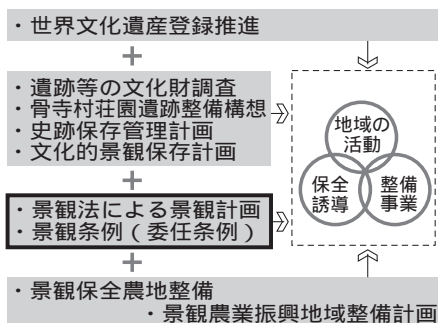
なお、本寺地区景観計画は新しく制定された「景観法」に基づくもので、県内では初めての計画です。3月の市議会で、一関市本寺地区景観計画による届出行為に関する条例」が承認されたので、本景観計画は4月1日から実施されます。

## 地区景観の特徴

中尊寺に残る「陸奥国骨寺村絵図」は2種類あり、どちらも国の重要文化財となっている貴重な荘園絵図で、中世に作られたとされています。特に、この絵図に描かれた農村の姿が現在の景観とよく似ていることが特徴です。

実際には中世の姿ではないのは勿論ですが、地形が変わらず、農家も昔ながらの伝統的な様式を保っていることが幸いして、地域景観の基本的な構造は中世絵図の世界を受け継いでいます。絵図を持って地域を歩くと中世の風景を想像することが出来る程です。

このように本寺地区の景観は、中世の荘園絵図の姿を継承する歴史景観と、伝統的な農村景観がまとまりの良い風情を醸し出しているのが特徴です。



・景観むらづくりの推進  
・世界文化遺産への登録

本寺地区では複数の取り組みが同時進行しており、相互に連携して総合的なむらづくりを進める



計画の目的

本寺地区の景観は歴史と農村が織りなすものであり、歴史的に価値があると同時に、農村で生活する住民に属す景観であることは言うまでもありません。

現実に生活していくためには地域の景観を変えざるを得ないので、歴史景観を守ると同時に、生活にあわせて農地や家や道路などを変えていく方法が課題となります。この歴史景観の保全と新しい景観の形成のバランスを取り決めることが本計画の目的となっています。

歴史景観を保全する方策については、文化財保護法に基づく文化的景観保存計画が策定され、今後は景観計画と連携して守るべき景観を保全していく予定です。

一方、建物の建て替えや駐車場の整備など、今後進む整備については、本景観計画で新しく景観形成の考え方を示しました。歴史景観を守るだけでなく、特徴ある景観を生かした新しいむらづくりへ展開することに役立つこともまた、計画の目的の一つとなっています。

下図に景観計画の5つの基本方針を示しました。

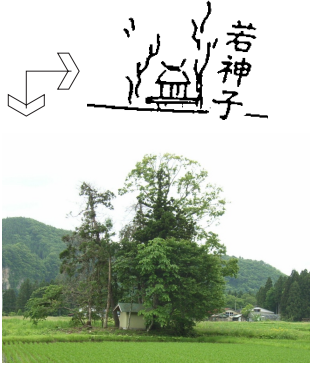
次にその基本方針の概要を説明します。

景観形成基本方針

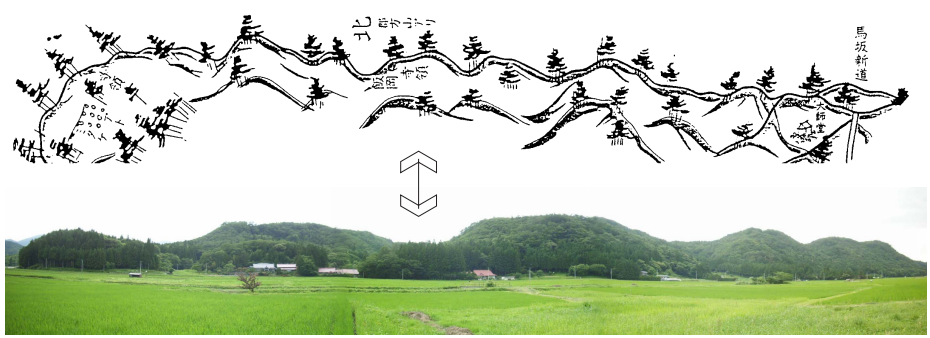
- 中世から続く景観を次世代に継承する
- 水田を中心とした伝統的な農村景観を継承する
- 美しい農村集落の景観と農家のたたずまいを継承する
- 来訪者への利便機能を整備する
- 景観阻害要因を排除し協議等によって景観向上を図る

中世から続く景観を次世代に継承する

中世から続く景観を次世代に継承することが基本である。そのため、絵図に描かれた内容と、それに対応する場所が地域で景観を見る人に分かるような説明案内や情報提供を行う。また地域を特徴づける景観に



ついで、今後のむらづくりにおける景観資産としてリストアップを進める。住む人も訪れる人も景観資産を大切にすることで、将来的には景観資産を登録する制度を設けて位置づけを行う。特に歴史的に重要な景観の保全については、文化的景観保存計画等と連携して推進する。



絵図に描かれた内容とそれに対応する場所が、景観を見る人に分かるよう情報提供を行う



計画の対象範囲：対象範囲は「陸奥国骨寺村絵図」に描かれた範囲を基本としている。地区全体が世界遺産登録の対象範囲であり、世界遺産の中心地域であるコアゾーンは図で網かけした部分で、それ以外はバッファゾーンの予定地域である。対象範囲は農村地帯であり、全体で約760ha、現在108世帯が生活している。



水田を中心とした伝統的な  
農村景観を継承する

美しい水田のひろがりや次世代に受け継ぐため、景観農業振興地域整備計画と連携して農業土地利用を継承する。また、小画の水田などで伝統的形態を残すものは、文化的景観保存計画等と連携して保全を進める。

伝統的な農村の生活文化を示す石造物や樹木等を景観資産にリストアップし、保全と維持管理を進める。本寺地区の水田を囲む丘陵地の樹林も極力保全する。



伝統的形態を残す小画の水田や石造物等の保全を進める



農業土地利用を継承する



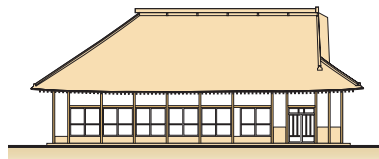
農村と都市との交流を促進する

歴史景観と農村景観を活用して、むらづくりを進めるために、農産物を介在した農村と都市の交流を促進する。

美しい農村集落の景観と農  
家のたたずまいを継承する

新たな開発や建築物の建設は基本的に抑制し、やむをえず土地の形質を変える場合は、十分な景観的配慮を行う。

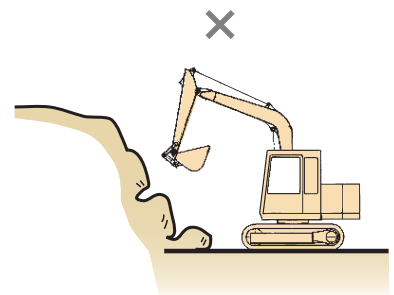
風格ある屋敷構えを継承する。また、家屋の改善にあたっては、その外観を極力保全する。新築する場合は、屋敷地内に低層の木造和風建築で建設することを基本とする。



改修(民家再生リフォーム)が基本

観光や学習での来訪者が地域景観を楽しめるように、利便機能の整備を行う。サインや案内板、情報提供機能等その他、貸自転車、貸車椅子および一休みする場所や休憩施設、研修施設、資料室等の整備を行う。住民の利用にも役立つようにするほか、来訪者の増加が住民の生活に支障を及ぼさないように配慮する。来訪者のための駐車場整備は計画的に行う。歴史的に重要な地域(コアゾーン)では、国道北側の範囲で観光シーズンの大型車流入を制限し、駐車場の小規模なものは国道南側に、大規模なものはコアゾーン外に誘導する。

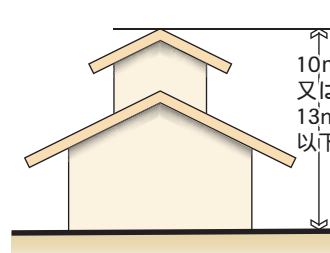
来訪者への利便機能を整備する



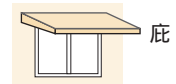
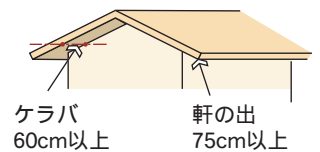
土石の採取、鉤物の掘採は基本的に  
行わない



携帯電話に  
骨寺の情報を  
配信



新築する場合は  
地上2階建て以下



新築する場合は  
軒、ケラバ、庇を出す

景観阻害要因を排除し協議等によって景観向上を図る

中世の荘園絵図や伝統的な農村景観は人工的な景観によって阻害されやすいため、影響が大きいと予測される行為をあらかじめルールを決めて対処する。店舗等に付帯しない野立ての自動販売機は設置を規制する。鉄塔等の工作物は、極力建設を抑制する。

屋外における物の堆積は規制誘導する。農業目的以外の長期にわたる廃棄物や建築資材、コンテナ等の放置を規制する。

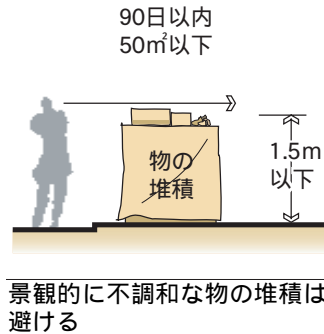
屋外広告物については、今後、地区の屋外広告物条例を定めるなど、規模や形態意匠が伝統的な農村景観に調和するように規制誘導を行う。

また夜間の安全と星空の美し



野立の自動販売機は設置しない

さの両立を求めて投光器や無駄な上方光束を避けるよう誘導する。道路河川等の公共施設の修景整備について、管理者と協議し景観への配慮と改善を図る。



建設行為などによって地区内の景観を変更しようとするときは、あらかじめ市に行方の届出をしてください。

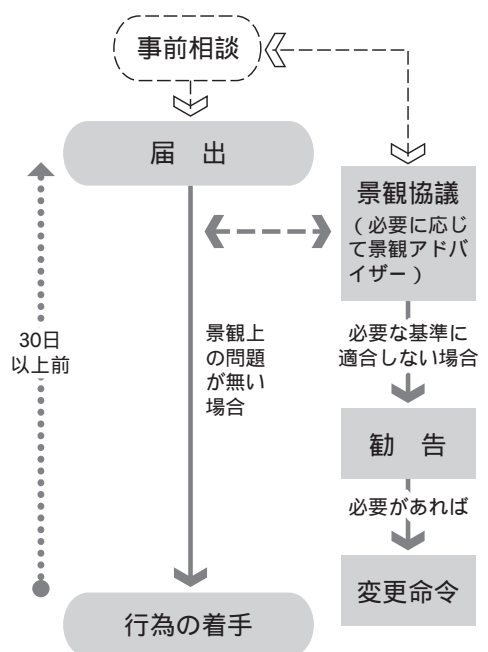
本寺地区で新しく建設行為をする場合は、事前にその行為を届け出ることが法律によって求められます。届出が必要な行為は下表に示したとおりです。このような行為をするときは、

届出が必要な行為

区分		規模等
建築物	建築物の新築、増築、改築又は移転	建築面積が10㎡を超えるもの
	建築物の外観を変更する修繕若しくは模様替又は色彩の変更	道路に面した外観の変更で当該変更に係わる面積の合計が10㎡を超えるもの
工作物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕若しくは模様替又は色彩の変更	煙突、柱、高架水槽、屋外照明等 高さ5mを超えるもの 遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、自動車駐車施設、彫像、記念碑等 高さ5mを超えるもの又は築造面積が10㎡を超えるもの 擁壁、さく、塀等 高さ1.5mを超えるもの
	電線路等	電柱等 高さ10mを超えるもの
		変圧器等の地上機器等 設置する変圧器等の地上機器全てのもの
	自動販売機及びその付帯施設	高さ1mを超えるもの
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発行為の面積が10,000㎡以上のもの(都市計画法第29条第2項)
土石の採取	土石の採取、鉱物の掘採	採取又は掘採に係わる部分の面積が300㎡を超えるもの又は当該行為に伴い生ずるのり面若しくは擁壁の高さが1.5mを超えるもの
土地の変形質の	のり面、擁壁、土地の造成等	変更に係わる部分の面積が300㎡を超えるもの又はのり面若しくは擁壁の高さが1.5mを超えるもの
木竹の伐採	木竹の伐採	高さ5mを超え、かつ伐採面積が300㎡を超えるもの
屋外の堆積物	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(堆積する期間が90日を超えるものに限る)	堆積の用に供される土地の面積が50㎡を超えるもの又は高さが1.5mを超えるもの

なるべく早く早く市役所の担当課で事前相談をしてください。計画の詳細は未定でもかまいません。事前相談で行為の届出の様式や景観形成基準の説明等を行います。本パンフレットは景観形成の基本方針を説明したものであり、景観形成基準の説明としては不十分ですので、必ず詳細な景観形成基準を入手の上、計画案をご検討ください。

届出の手続きの流れ



連絡先：建設部建築住宅課建築指導係